名称	第11回調布市自治基本条例制定プロジェクト・チーム会議
開催日時	平成20年8月5日(火曜日)午後3時から5時まで
開催場所	市役所5階 特別会議室
出席者	8人
議事要旨	市民懇談会の提言とこれまでの会議での議論を基にどのような構成で条例案をまとめていくのかについて検討を行いました。
主な意見	・調布にはつきます。 ・調布には大きないのであるというできればいい。 ・調のではないのでは、できれば、できれば、できれば、ではないのでは、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば
	きたい。 ・大和市で自治基本条例を見直す動きもあるが,まちの憲法というものを振り返って考えてみると,法制度的に

	・自治基本条例をつくるということそれ自体が市政に取り
	組む姿勢を示すことであり、調布市らしさであるともい
	える。新たな価値、制度が構築できる。
	・市民・住民等の定義についてこれまでで整理されている
	結論としては、法的には「住民」が規定されている。市
	民は具体的に定義しなくてもよいのではないかというと
	ころまでである。
	・定義について、小平市の案では、市民と市民等を分けて
	制定している。分ける必要があるのかないのかについて
	も整理しておく必要がある。
	・事業者は別に取り上げるべきだと思っている。地権者は
	市民として広くとらえればいいとも考えられるが、地元
	の事業者は、自治の担い手ではないかと思う。
	・事業者の中でも、一時的に開発する事業者もいれば、調
	布市にずっといる事業者もいる。
資料	第11回プロジェクト・チーム会議 次第